

平成28年度以降の民間保養施設事業について（案）

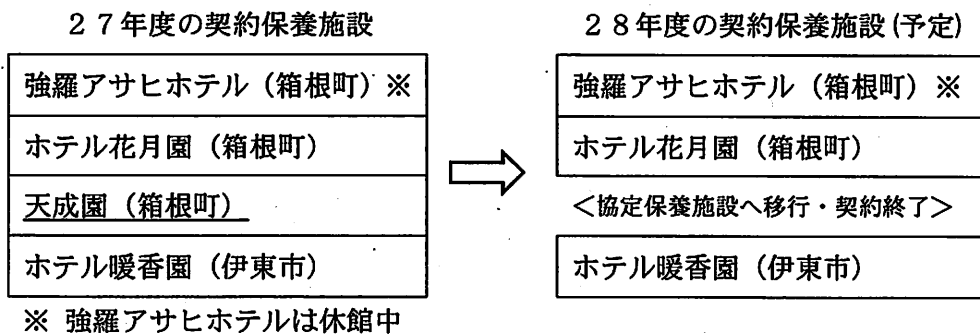
1 概要

箱根保養所代替事業として実施している「民間保養施設事業」については、箱根保養所廃止から3年あまりが経過し、代替事業としての役割が薄れてきている一方、事業の継続や選択肢の拡大の要望が寄せられているところである。

そこで、「民間保養施設事業」を再構築し、区の補助により区民が標準的な料金より安価で利用できる「契約保養施設」と、区が協定等を締結することで民間事業者の経営努力により区民が優待利用できる「協定保養施設」の2本立ての事業に切り替えるものとする。

2 契約保養施設の位置付けの変更等

利用補助を伴う契約保養施設については、箱根保養所代替事業としての位置付けは終了するものの、かつて区立保養所が立地し、区民が慣れ親しんだ箱根町及び伊東市に立地する現行の施設について、平成28年度以降も当面の間、天成園を除き、契約を継続する。



3 協定保養施設の提供開始

区民の選択肢を増やすため、目黒区民が優待料金で利用したり、優先して予約ができる協定保養施設の提供を平成28年度から開始する。

28年度の協定保養施設(予定)		備考
万葉倶楽部グループ	ニューウェルシティ湯河原(熱海市) ホテルサンミ倶楽部(熱海市) ニュー八景園(伊豆の国市) 横浜みなとみらい万葉倶楽部(横浜市)	湯河原・熱海エリアを含む天成園のグループ施設を優待料金で利用できる
四季倶楽部	箱根町、熱海市ほか 全国に26か所の保養施設	箱根・熱海エリアを含む多数の施設を優待利用できる